

## 所得の種類と収入金額・必要経費

### ①所得について

(所得とは、収入金額から必要経費を差し引いた金額をいいます。ただし給与・公的年金等については、令和5年1月～12月中の支払金額の合計額を申告書に記入してください。)

◆営業等所得	製造業・加工業・小売業等の営業による所得や、医師・作家・俳優・外交員等の報酬等の所得 【必要経費】商品の売上原価、租税公課、地代・家賃、減価償却費、事業専従者の給与等																											
◆不動産所得	地代・家賃・貸間代・土地や家屋の権利金等の所得(事業所得または譲渡所得に該当するものは除く) 【必要経費】固定資産税、損害保険料、修繕費・管理費等																											
◆利子所得	利子所得は支払者により5%の割合で住民税が源泉徴収されていますので、原則として申告は不要です。 ※ただし、日本国外の金融機関等の預金等の利子は、収入金額として課税の対象となります。																											
◆配当所得	株式の配当、出資の配当、剰余金の分配による所得 ○非上場株式配当については、金額にかかわらず住民税の課税対象となり、申告が必要です。 ○上場株式等の配当(大口株を除く)は、支払者により5%の割合で住民税が源泉徴収されていますので、原則として申告は不要です。 【必要経費】株式を取得するために借り入れた負債の利子																											
◆給与所得 ※源泉徴収票の支払金額の合計額を「007」に記入してください。	正社員・派遣・パート・アルバイト・日雇い等による給料・ボーナス・賃金等の所得(源泉徴収票を添付してください。支払者から交付されない場合は、申告書裏面「⑥源泉徴収票がない方の記入欄」に、月収額等を記入し、その合計収入金額と同じ金額を申告書表面の「007」にも書いてください。) 《給与所得金額の計算式》 給与所得金額 = 給与の収入金額(源泉徴収票上の支払金額)の合計額 - 給与所得控除額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>給与の収入金額の合計額(A)</th> <th>給与所得の金額</th> <th>給与の収入金額の合計額(A)</th> <th>給与所得の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0円～550,999円</td> <td>0円</td> <td>1,628,000円～1,799,999円</td> <td>A ÷ 4(※) × 2.4 + 10万円</td> </tr> <tr> <td>551,000円～1,618,999円</td> <td>A - 550,000円</td> <td>1,800,000円～3,599,999円</td> <td>A ÷ 4(※) × 2.8 - 8万円</td> </tr> <tr> <td>1,619,000円～1,619,999円</td> <td>1,069,000円</td> <td>3,600,000円～6,599,999円</td> <td>A ÷ 4(※) × 3.2 - 44万円</td> </tr> <tr> <td>1,620,000円～1,621,999円</td> <td>1,070,000円</td> <td>6,600,000円～8,499,999円</td> <td>A × 0.90 - 110万円</td> </tr> <tr> <td>1,622,000円～1,623,999円</td> <td>1,072,000円</td> <td rowspan="2">8,500,000円以上</td> <td rowspan="2">A - 195万円</td> </tr> <tr> <td>1,624,000円～1,627,999円</td> <td>1,074,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※については千円単位なので、1,000円未満切捨て</p>	給与の収入金額の合計額(A)	給与所得の金額	給与の収入金額の合計額(A)	給与所得の金額	0円～550,999円	0円	1,628,000円～1,799,999円	A ÷ 4(※) × 2.4 + 10万円	551,000円～1,618,999円	A - 550,000円	1,800,000円～3,599,999円	A ÷ 4(※) × 2.8 - 8万円	1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	3,600,000円～6,599,999円	A ÷ 4(※) × 3.2 - 44万円	1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	6,600,000円～8,499,999円	A × 0.90 - 110万円	1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	8,500,000円以上	A - 195万円	1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	
給与の収入金額の合計額(A)	給与所得の金額	給与の収入金額の合計額(A)	給与所得の金額																									
0円～550,999円	0円	1,628,000円～1,799,999円	A ÷ 4(※) × 2.4 + 10万円																									
551,000円～1,618,999円	A - 550,000円	1,800,000円～3,599,999円	A ÷ 4(※) × 2.8 - 8万円																									
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	3,600,000円～6,599,999円	A ÷ 4(※) × 3.2 - 44万円																									
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	6,600,000円～8,499,999円	A × 0.90 - 110万円																									
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	8,500,000円以上	A - 195万円																									
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円																											
雑所得	◆公的年金等 ※源泉徴収票の支払金額の合計額を「010」に記入してください。 国民年金・厚生年金・共済年金・年金基金等の所得(源泉徴収票を添付してください。)(遺族年金・障害年金等は非課税所得ですので、申告書裏面「⑥収入がなかった方の記入欄」の「2」欄に収入金額等を記入してください。また、生命保険会社の個人年金は、下記の「その他雑所得」に含まれます。) 《公的年金等所得金額の計算式》 公的年金等所得金額 = 公的年金等の収入金額(源泉徴収票上の支払金額)の合計額 - 公的年金等控除額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>受給者の年齢</th> <th>公的年金等の収入金額(A)</th> <th>公的年金等所得額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">65歳以上 (昭和34年1月1日以前に生まれた方)</td> <td>330万円未満</td> <td>A - 110万円</td> </tr> <tr> <td>330万円以上～410万円未満</td> <td>A × 75% - 275,000円</td> </tr> <tr> <td>410万円以上～770万円未満</td> <td>A × 85% - 685,000円</td> </tr> <tr> <td>770万円以上～1,000万円未満</td> <td>A × 95% - 1,455,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">65歳未満 (昭和34年1月2日以降に生まれた方)</td> <td>1,000万円以上</td> <td>A - 1,955,000円</td> </tr> <tr> <td>130万円未満</td> <td>A - 60万円</td> </tr> <tr> <td>130万円以上～410万円未満</td> <td>A × 75% - 275,000円</td> </tr> <tr> <td>410万円以上～770万円未満</td> <td>A × 85% - 685,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>770万円以上～1,000万円未満</td> <td>A × 95% - 1,455,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,000万円以上</td> <td>A - 1,955,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※公的年金等所得以外の所得の合計所得金額が、1,000万円を超え2,000万円以下である場合には10万円を、2,000万円を超える場合は20万円を公的年金等所得金額に加算します。</p>	受給者の年齢	公的年金等の収入金額(A)	公的年金等所得額	65歳以上 (昭和34年1月1日以前に生まれた方)	330万円未満	A - 110万円	330万円以上～410万円未満	A × 75% - 275,000円	410万円以上～770万円未満	A × 85% - 685,000円	770万円以上～1,000万円未満	A × 95% - 1,455,000円	65歳未満 (昭和34年1月2日以降に生まれた方)	1,000万円以上	A - 1,955,000円	130万円未満	A - 60万円	130万円以上～410万円未満	A × 75% - 275,000円	410万円以上～770万円未満	A × 85% - 685,000円		770万円以上～1,000万円未満	A × 95% - 1,455,000円		1,000万円以上	A - 1,955,000円
	受給者の年齢	公的年金等の収入金額(A)	公的年金等所得額																									
	65歳以上 (昭和34年1月1日以前に生まれた方)	330万円未満	A - 110万円																									
330万円以上～410万円未満		A × 75% - 275,000円																										
410万円以上～770万円未満		A × 85% - 685,000円																										
770万円以上～1,000万円未満		A × 95% - 1,455,000円																										
65歳未満 (昭和34年1月2日以降に生まれた方)	1,000万円以上	A - 1,955,000円																										
	130万円未満	A - 60万円																										
	130万円以上～410万円未満	A × 75% - 275,000円																										
	410万円以上～770万円未満	A × 85% - 685,000円																										
	770万円以上～1,000万円未満	A × 95% - 1,455,000円																										
	1,000万円以上	A - 1,955,000円																										
◆業務雑所得	シルバー人材センターの配分金、原稿料、講演料、ネットオークション等の個人取引、食料品の配達等の副収入による所得 【必要経費】原稿用紙代、資料代、交通費等																											
◆その他雑所得	生命保険会社の個人年金等の所得 【必要経費】払込保険料等																											
◆総合課税の譲渡所得	機械・ゴルフ会員権・特許権・書画・骨董等の資産の譲渡(土地・建物・株式等は除く)による所得 ※資産の所有期間により、短期譲渡(5年以下)・長期譲渡(5年超え)があります。 【必要経費】取得費、設備費、改良費等 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">計算式・・・所得金額 = (収入金額 - 必要経費) - 特別控除</div> <p>※長期譲渡の場合は、上記所得金額 × 1/2 の金額が課税される譲渡所得になります。(短期譲渡はそのまゝの金額です)</p>																											
◆一時所得	生命保険等の満期返戻金・解約金や懸賞・福引の当選金・競馬の払戻金等の、一時的に発生した所得 【必要経費】生命保険料または掛金の総額等 ※生命保険等の一時金の支払調書等を添付してください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">計算式・・・所得金額 = {(収入金額 - 必要経費) - 特別控除} × 1/2</div>																											

※上記以外に「山林所得」「退職所得」「分離課税の譲渡所得(土地・建物・株式等の譲渡所得)」「分離課税を選択した上場株式等配当所得」「先物取引に係る雑所得」等があった方は、**所得税の確定申告が必要**です。詳細は、最寄りの税務署におたずねください。